

残念な相続⑤遺言書があれば

最近では家族構成もいろいろなバリエーションがあり、複雑なケースも増えています。お一人様や同性婚、男女で結婚しても若いうちに配偶者に先立たれたり離婚したり、さらに離婚後、子連れで再婚することもあるでしょう。また、時には離婚しないものの、非嫡出子を設ける人もいます。そういった複雑な家族関係における相続を見据えて、やはり遺言書の作成はしておかなければなりません。

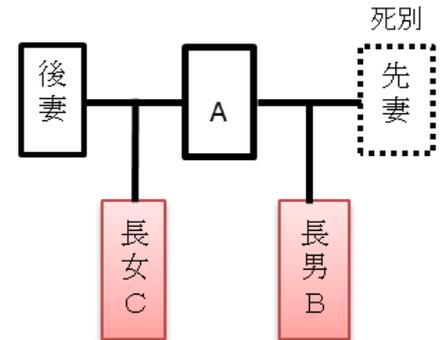
異母兄妹の対立

Aさんは地方の資産家の出身で、自分でも事業を成功させた実業家でした。本業も順調に伸び、資産の蓄積も十分で、その資産の活用策として不動産投資をし、法人形態でいくつもの収益物件を所有していました。個人としての相続資産は、主に事業会社と不動産所有会社の2社の株式でした。

このAさんには、先妻との間に長男Bがおりましたが、先妻が若くして病死し、再婚をした後妻との間に長女Cがいます。BとCはいわゆる異母兄弟です。Bにとって実家は居心地悪く、成人後すぐに独立しています。そんな中でAさんの相続が開始しました。

Aさんの遺言書はあったのですが、事業会社と不動産所有会社の2社の株式をBとCに均等に相続させるというものでした。つまり両会社共に二人の共有状態で、以前に説明した、残念な内容の遺言書でした。仕方なく、BとCは2社の株式を均等に持ち合っていますが、共同で事業をできる関係ではありません。Bは長年本業を経営してきた実績もあり、それぞれ単独の支配会社とするため事業会社は自分が引継ぎ、不動産所有会社はCに譲る気持ちがあるのですが、Cが応ぜず、どうにもならない膠着状況が続いています。

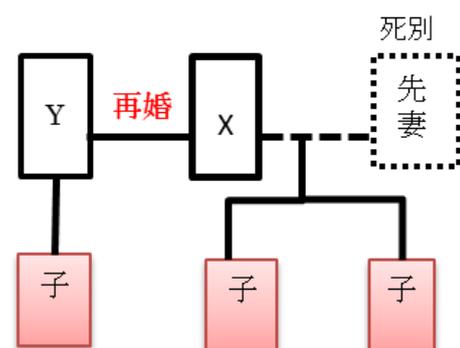
この場合、Aさんが事業会社はBに、不動産所有会社はCにという遺言書の内容にしておくべきでした。



再婚同士の家族関係

今度は成人した子供を連れた再婚同士の事例です。Xさんは死別した先妻との間に成人した息子が2人います。その再婚相手のYさんにも成人した娘がいます。お互いに50歳を過ぎてからの熟年再婚です。ここでも財産の多寡に関係なく将来の相続が問題となります。

Xさん自身は一人っ子で、親からの相続では相続人は一人のため、分割でもめる事もなく財産を手に入れました。しかし自分の相続を考えると、再婚した新たな配偶者と二人の実子が相続人となります。配偶者の法定相続分は、この場合は全財産の1/2です。自分の財産の半分を配偶者Yさんに残せば、その配偶者の相続人は勿論そのYさんの子供となり、Xさんの実子2人にはなりません。Xさんの実子にしてみれば複雑な思いがするはずですが、配偶者Yさんにとっても同様です。



そこで一旦は配偶者が必要な分を相続し、Yさんにもその相続財産の残りはXさんの実子に遺贈する遺言書を、Yさんの方にも同時に作成してもらうことにしました。Yさんが先立つことも考えて、Xさんも同様の配慮をした遺言書をお互いに作成することをお願いしました。

そこで一旦は配偶者が必要な分を相続し、Yさんにもその相続財産の残りはXさんの実子に遺贈する遺言書を、Yさんの方にも同時に作成してもらうことにしました。Yさんが先立つことも考えて、Xさんも同様の配慮をした遺言書をお互いに作成することをお願いしました。